政策目的随意契約の締結について(契約後公表)

富山市民病院が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則(平成17年富山市規則第37号)第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年4月10日

富山市病院事業管理者 泉 良 平

- 1 契約の件名富山市民病院集中治療科の当直業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称 富山市民病院経営管理課
- 3 契約の相手方を決定した日 平成30年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称 富山市牛島町 9 番 4 号 社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額 3,190,465円
- 6 随意契約の理由

本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 に該当するため。